

第一百五十一号議案

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年五月二十九日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都女性福祉資金貸付条例（昭和四十五年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表事業開始資金の項中「三、二六〇、〇〇〇円」を「三、四七〇、〇〇〇円」に改め、同表事業継続資金の項中「一、六三〇、〇〇〇円」を「一、七四〇、〇〇〇円」に改め、同表結婚資金の項中「三一〇、〇〇〇円」を「三二〇、〇〇〇円」に改め、同表修学資金の項限度額の欄第十四号中「五二、五〇〇円」を「五四、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例別表の規定は、令和六年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等の貸付限度額を引き上げる必要がある。